

第 7 次佐倉市障害者計画・

第 7 期佐倉市障害福祉計画

抜粋：未定稿

令和 6 年●月

佐倉市

(直近 10 年の障害者施策の主な歩み)

年	障害者施策の主な歩み
平成 24 年 (2012)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行
平成 25 年 (2013)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達法)」施行
	「障害者基本計画(第3次)」閣議決定
平成 26 年 (2014)	「障害者権利条約」の国会承認、発効
平成 27 年 (2015)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
	SDGs(持続可能な開発目標)の採択
平成 28 年 (2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行(障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務)
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29 年 (2017)	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立
	「障害者基本計画(第4次)」閣議決定
平成 30 年 (2018)	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
平成 31 年 令和元年 (2019)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行

令和2年 (2020)	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行
	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行
令和3年 (2021)	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立
令和4年 (2022)	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」施行
	「障害者基本計画(第5次)」閣議決定

第2章 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、障害のある人の自立と社会参加を促進すること等を目的として、次の計画を一体のものとして策定します。

①第7次佐倉市障害者計画
(障害者基本法第11条第3項)

②第7期佐倉市障害福祉計画
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条)

③第3期佐倉市障害児福祉計画
(児童福祉法第33条の20)

④第1期佐倉市視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項)



趣旨を踏まえ策定

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

【趣旨】全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、十分な情報の取得利用や円滑な意思疎通が重要 等

1. 基本理念・施策の体系

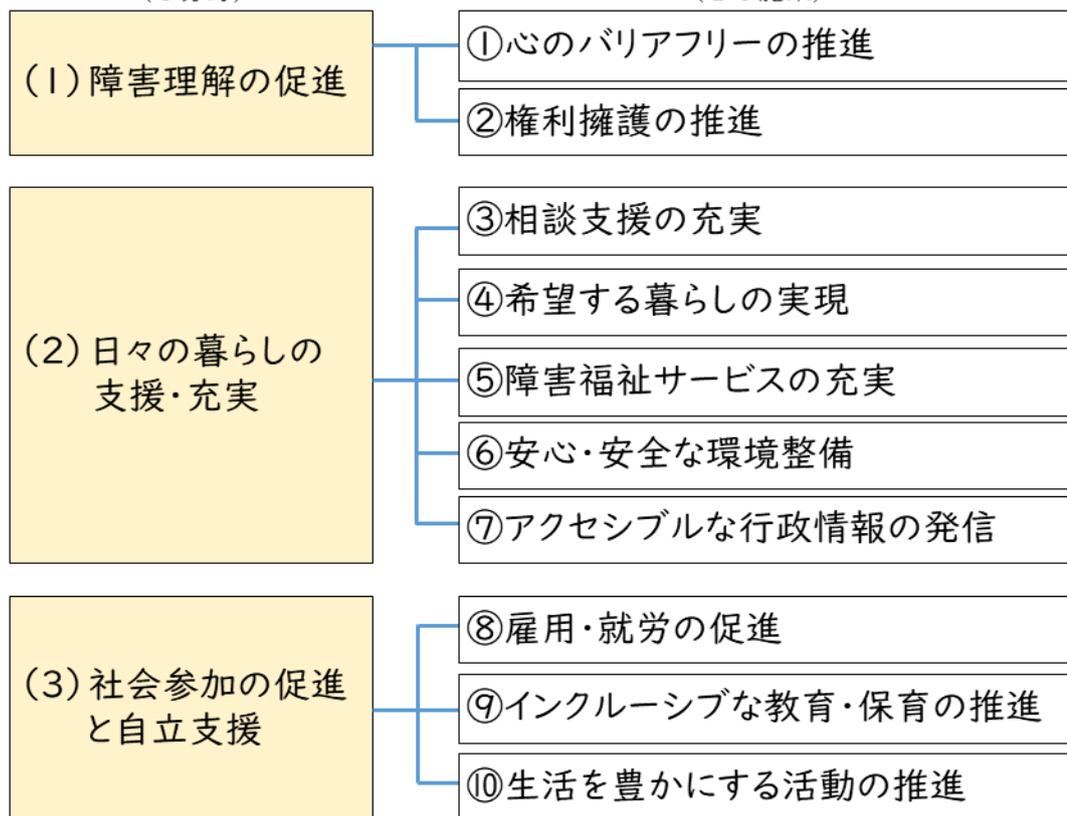
本市における現状と課題、これまでの施策の実施を踏まえ、基本理念を掲げ、その実現に向けて、全ての市民に対する障害理解の促進を図るとともに、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送るための支援に係る取組を推進します。

基本理念

「障害のある人もない人も一人ひとりが自分らしく、
お互いを認め合い、支え合い暮らせるまち・佐倉」

(3分野)

(10施策)



2. 施策の内容

3 分野における施策の実施は、様々な行政機関や関係機関等と連携をしながら進めていきます。

(1) 障害理解の促進

①心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、お互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

特に知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害など、外見からは分かりにくい障害についての理解の促進を図ります。

また、視覚障害者誘導用ブロック¹、身体障害者補助犬²、障害者用駐車スペース等の周知や障害に係るマークについても普及啓発を行い、障害の理解につなげます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害者週間などを活用し、障害理解を深めるイベント等を実施します。	障害者総合支援協議会 障害者団体
2	市ホームページにて、障害福祉サービスや障害についての周知を図ります。	障害福祉サービス事業者

¹ 視覚障害者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）のこと。いわゆる「点字ブロック」のこと

² 盲導犬、介助犬及び聴導犬

3	市民(特に小中学校)や関係機関向けに、障害のある当事者を講師とする講演会や研修(障害理解教育)を実施する等により、障害への理解を深めます。	自治人権推進課 教育委員会 障害者団体 社会福祉協議会
---	---	--------------------------------------

「心のバリアフリー」を実践するためのポイント³

(1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル⁴」を理解すること。

(2) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。

(3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

³ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より引用

⁴ 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方(障害者権利条約より引用)

②権利擁護の推進

市民・事業者に対し、障害者差別解消法や障害者虐待防止法⁵等について周知を図り、特に意思決定が難しい障害者の権利擁護を進めます。

	主な事業内容	関係機関等
1	障害のある人への差別解消と合理的配慮の提供について、市民や事業者への周知や情報提供を行います。	障害者差別解消支援地域協議会
2	障害を理由とする不当な差別的取扱い等に関する相談支援を実施し、差別の解消に努めます。	広域専門指導員(県) ⁶ 障害者差別解消支援地域協議会
3	成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施します。	成年後見支援センター 障害者総合支援協議会
4	障害者虐待の通報義務の周知や、障害福祉サービス事業所の虐待防止の取組を支援し、虐待の防止及び早期発見に努めます。	障害者総合支援協議会 障害福祉サービス事業者

⁵ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称

⁶ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」により、障害者の差別に関する個別相談に対応する千葉県が設置する専門相談員のこと

(参考) 日常生活自立支援事業について

軽度の認知症や障害等により、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について支援を受けたい方が、社会福祉協議会と契約を締結して利用するサービス(有料)

【主なサービス内容】

- ・ 福祉サービスの利用援助
(福祉サービスに関する情報提供、助言など)
- ・ 財産管理サービス(預貯金の出し入れ、公共料金の支払いなど)
- ・ 財産保全サービス(実印や契約書類のお預かりなど)

日常生活自立支援事業を利用するためには、契約内容を理解し、利用する意思が必要となります。

利用後に判断能力が著しく低下した場合は、成年後見制度を利用するなど、本人の状況に応じて、両制度を適切に利用することにより、本人の権利擁護を図ります。